



財政運営（育児休業給付②）について

育児休業給付の今後（令和8～13年度）の収支見込みについて

試算の前提

(収入)

- 雇用保険料収入については、令和7年度予算をベースとする（弾力倍率が「1.2」を超えた場合、機械的に雇用保険料率を0.4%としている）。
- 適用拡大（令和10年10月施行を予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。

(支出)

- 令和7年度以降については、令和7年度予算をベースに、「こども未来戦略」における男性育休の取得促進目標（男性育休取得率を令和12年に85%とする）などを加味して試算。
- 適用拡大（令和10年10月施行を予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。

育児休業給付の財政運営試算

(単位：億円)

【収支見込】	R6年度 (決算)	R7年度 (予算)	R8年度 (推計)	R9年度 (推計)	R10年度 (推計)	R11年度 (推計)	R12年度 (推計)	R13年度 (推計)
収入	9,366	9,713	9,733	9,782	9,998	10,223	10,288	10,298
支出	8,113	9,026	9,186	9,581	10,007	10,516	11,031	11,110
差引剰余	1,252	687	547	200	▲ 10	▲ 293	▲ 743	▲ 812
資金残高	4,744	5,431	5,978	6,179	6,169	5,876	5,133	4,321

保険料率	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
国庫負担	1/8							

弾力倍率	1.70	1.39	1.74	1.56	1.45	1.31	1.34	1.14
------	------	------	------	------	------	------	------	------

※1 支出については、令和7年度予算をベースに、「こども未来戦略」において男性育休の取得促進などが掲げられたことなどを加味して試算。

※2 弾力倍率が「1.2」を超えた場合、本資料では、機械的に、雇用保険料率を0.4%としている。

※3 適用拡大（令和10年10月施行予定）に伴う収入・支出の影響額についても加味して試算。

參考資料

ひと、くらし、みらいのために

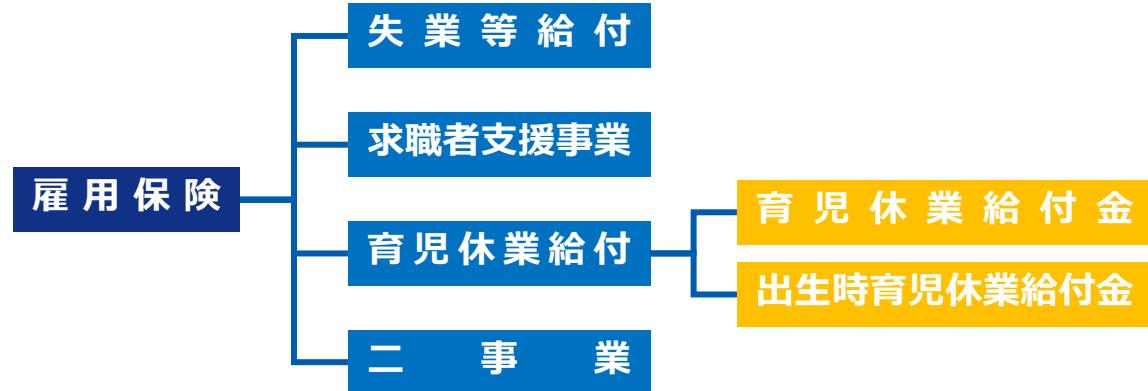


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

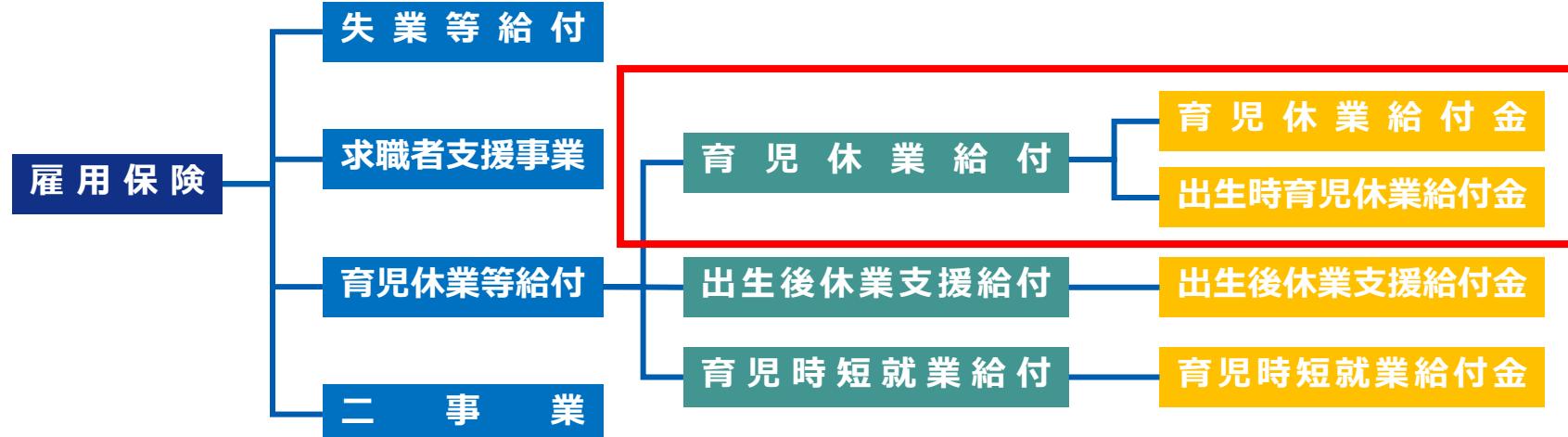
雇用保険制度の概要（体系）

- 令和6年雇用保険制度改革により、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付が創設され、育児休業給付と併せて、育児休業等給付となっている。

【令和7年4月1日より前】



【現行】



(注) 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付は、雇用保険料ではなく、子ども・子育て支援納付金を財源とする。

育児休業給付の概要

1) 概要

労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、労働者が1歳^{*1}（一定の場合^{*2}には最長で2歳）未満の子を養育するための育児休業を行う場合^{*3}に、育児休業給付（育児休業給付金及び出生時育児休業給付金^{*4}）を支給。

*1 配偶者も子が1歳に達する日以前に育児休業（産後パパ育休含む。）を取得している場合は、1歳2か月（「パパママ育休プラス」）。

*2 保育所の申込みを行ったが利用できない場合や、子を養育している配偶者が死亡した場合 等

*3 育児休業及び産後パパ育休はそれぞれ2回まで分割して取得が可能。

*4 出生時育児休業給付金は、産後パパ育休（子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能）を取得した場合に支給される。

2) 支給要件

雇用保険の被保険者（原則、週の所定労働時間が20時間以上、31日以上の雇用見込み）が育児休業を取得した場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること。

3) 給付額

育児休業開始から180日までは休業開始前賃金の67%相当額^{*5・6}、それ以降は50%相当額。

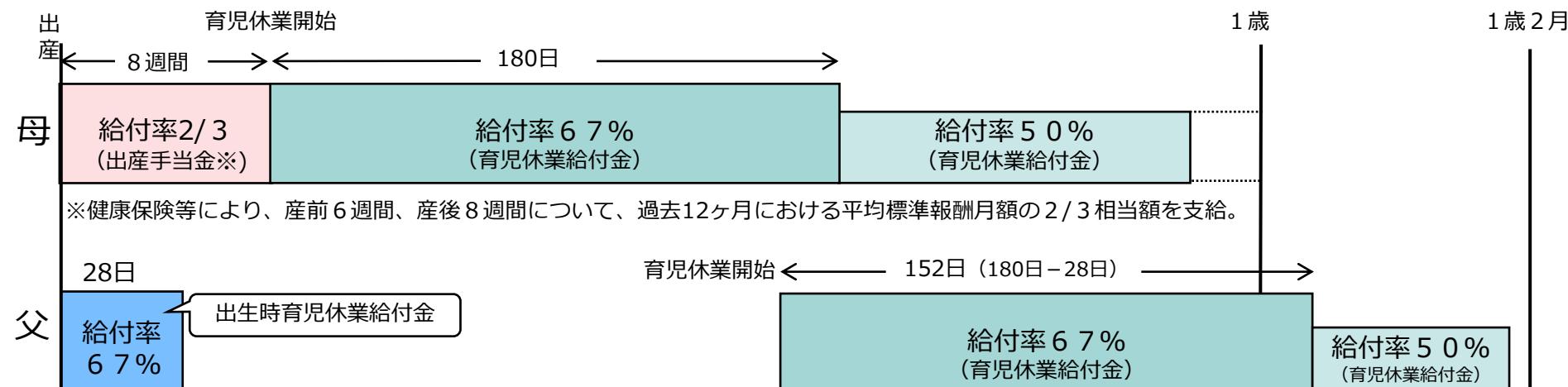
*5 給付は非課税であり、育休中は社会保険料が免除（一定の要件あり）されるため、休業前の手取り賃金と比較した実質的な給付率は8割程度。

また、賃金と給付の合計額が休業開始時賃金月額の80%を超える場合は、超過分を減額。

*6 出生時育児休業給付金の支給日数は、支給率67%の日数である180日に通算される。

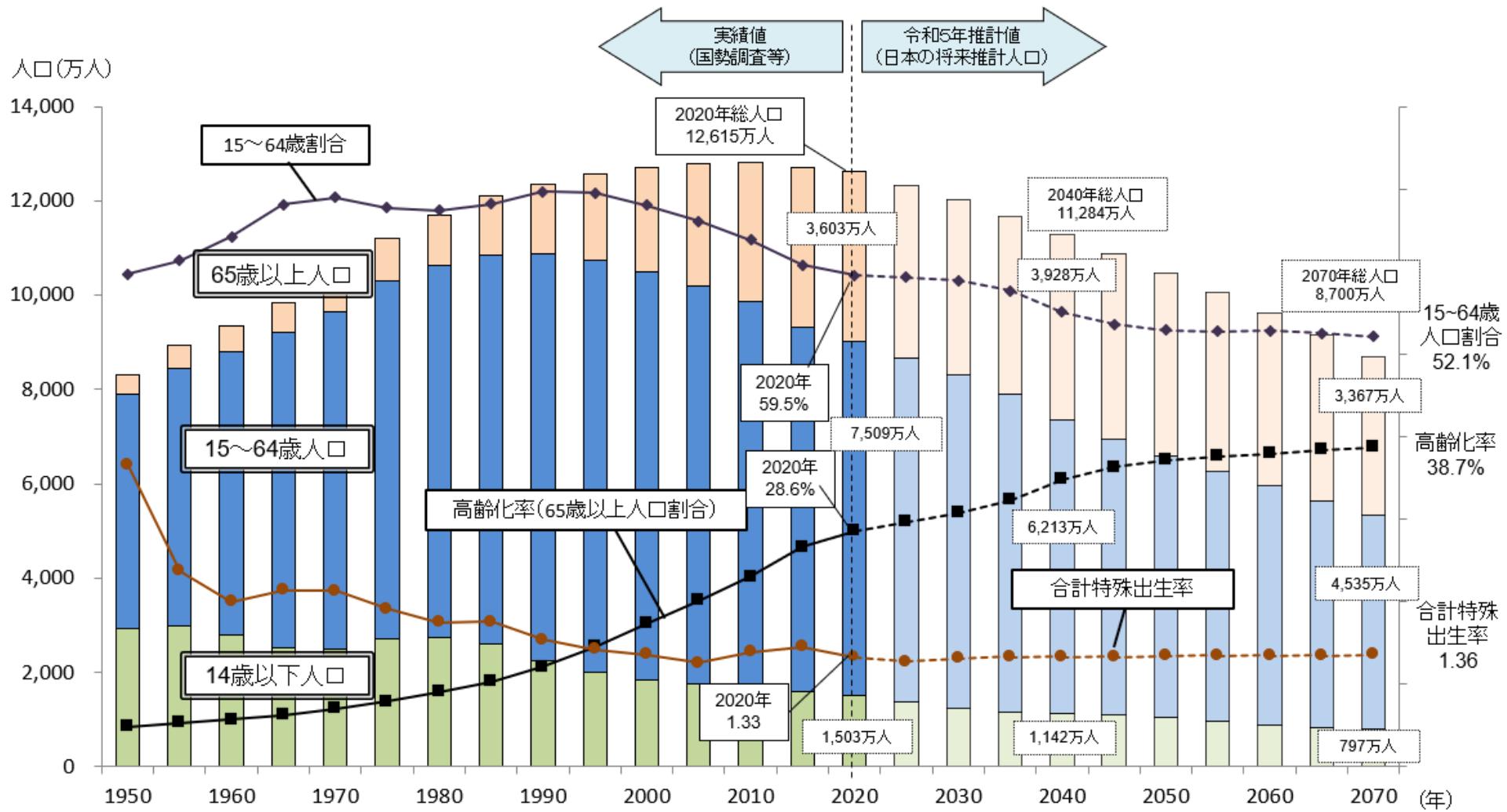
〔 育児休業給付の上限額・下限額（支給日数が30日の場合）：上限額 323,811円（241,650円）、下限額 60,581円（45,210円）
(括弧内は給付率50%の場合。いずれも令和8年7月31日までの金額。) 〕

«参考»男女ともに育児休業を取得する場合の例



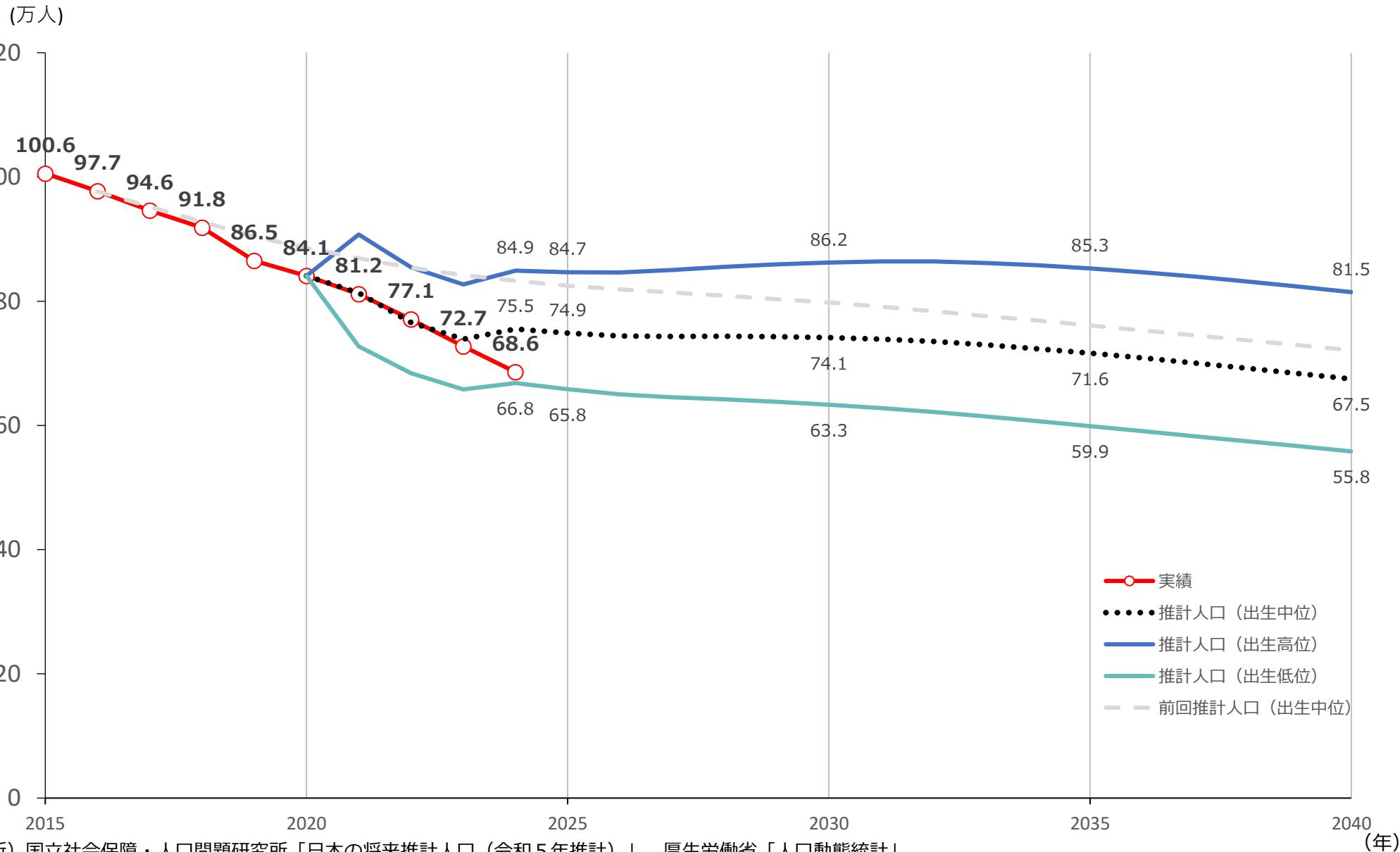
日本の人口の推移

- 日本の人口は近年減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



(出所) 2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

出生数の動向（推計と実績）

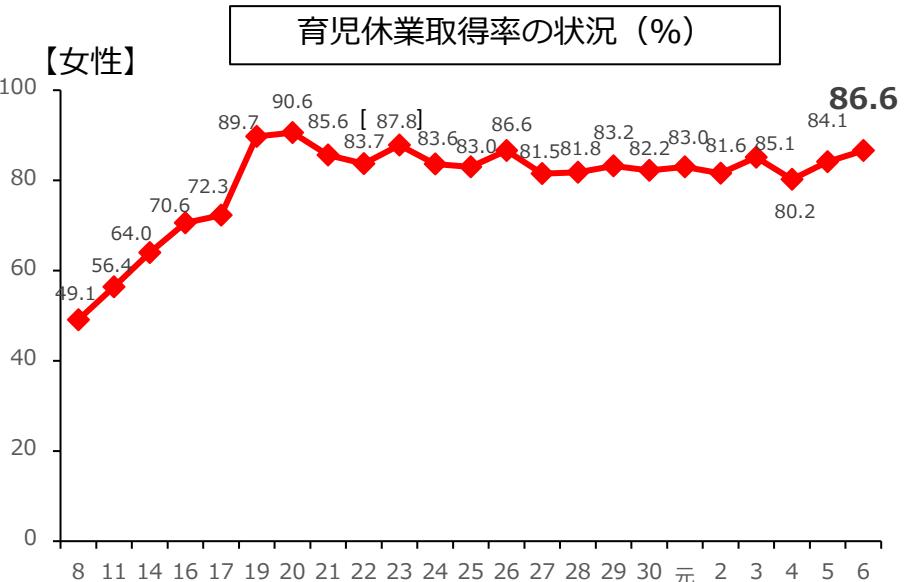


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」、厚生労働省「人口動態統計」

(注) 将来推計人口の出生数は日本人によるもの

育児休業の取得率・取得期間の状況

- 育児休業取得率は、女性は8割台で推移している一方、男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準（令和6年度：40.5%）。
- 育児休業の取得期間は、女性は9割以上が6か月以上である一方、男性は徐々に取得期間が伸びているものの、約4割が2週間未満であり、依然として女性に比べて短期間の取得が多い。



※育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査年の10月1日までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数}}{\text{調査前年の9月30日までの1年間（*）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}}$

(* 平成22年度以前調査においては、調査前年度の1年間。)

【女性】 育児休業取得期間の状況 (%)

年	5日未満	5日～	2週間～	1ヶ月～	3ヶ月～	6ヶ月～	8ヶ月～	10ヶ月～	12ヶ月～	18ヶ月～	24ヶ月～	36ヶ月～
平成27年度	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6
平成30年度	0.5	0.3	0.1	2.8	7.0	8.8	10.9	31.3	29.8	4.8	3.3	0.5
令和3年度	0.5	0.0	0.1	0.8	3.5	6.4	8.7	30.0	34.0	11.1	4.5	0.6
令和5年度	0.4	0.2	0.6	1.8	4.4	4.6	11.4	30.9	32.7	9.3	3.0	0.6

1.1%
0.8%
0.5%
0.6%

88.2%
89.4%
95.3%
92.5%

【男性】

年	5日未満	5日～	2週間～	1ヶ月～	3ヶ月～	6ヶ月～	8ヶ月～	10ヶ月～	12ヶ月～	18ヶ月～	24ヶ月～	36ヶ月～
平成27年度	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	-	-
平成30年度	36.3	35.1	9.6	11.9	3.0	0.9	0.4	0.9	1.7	-	0.1	-
令和3年度	25.0	26.5	13.2	24.5	5.1	1.9	1.1	1.4	0.9	0.0	0.2	-
令和5年度	15.7	22.0	20.4	28.0	7.5	2.9	0.8	1.1	1.4	0.2	0.0	-

74.7%
71.4%
51.5%
37.7%

3.0%
4.0%
5.5%
6.4%

※育児休業取得期間の調査対象：
各事業所で調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者

【出典】厚生労働省「雇用均等基本調査」

出生数・育児休業給付取得者数

- 直近10年で出生数は減少しているが、育児休業給付の初回受給者数は一貫して上昇している。

	出生数（万人）
平成27年	100.6
平成28年	97.7
平成29年	94.6
平成30年	91.8
令和元年	86.5
令和2年	84.1
令和3年	81.2
令和4年	77.1
令和5年	72.7
令和6年	68.6

	初回受給者数（人）	対前年比
平成27年度	303,143	10.3%
平成28年度	327,007	7.9%
平成29年度	342,978	4.9%
平成30年度	363,674	6.0%
令和元年度	381,459	4.9%
令和2年度	419,386	9.9%
令和3年度	444,727	6.0%
令和4年度	489,821	10.1%
令和5年度	533,395	8.9%
令和6年度	553,855	3.8%

(注1) 出生数については、厚生労働省「人口動態統計」より作成。

(注2) 平成26年4月1日以降の育児休業開始より、給付率を育児休業開始日から6か月間は67%（それ以降は50%）に引き上げている。

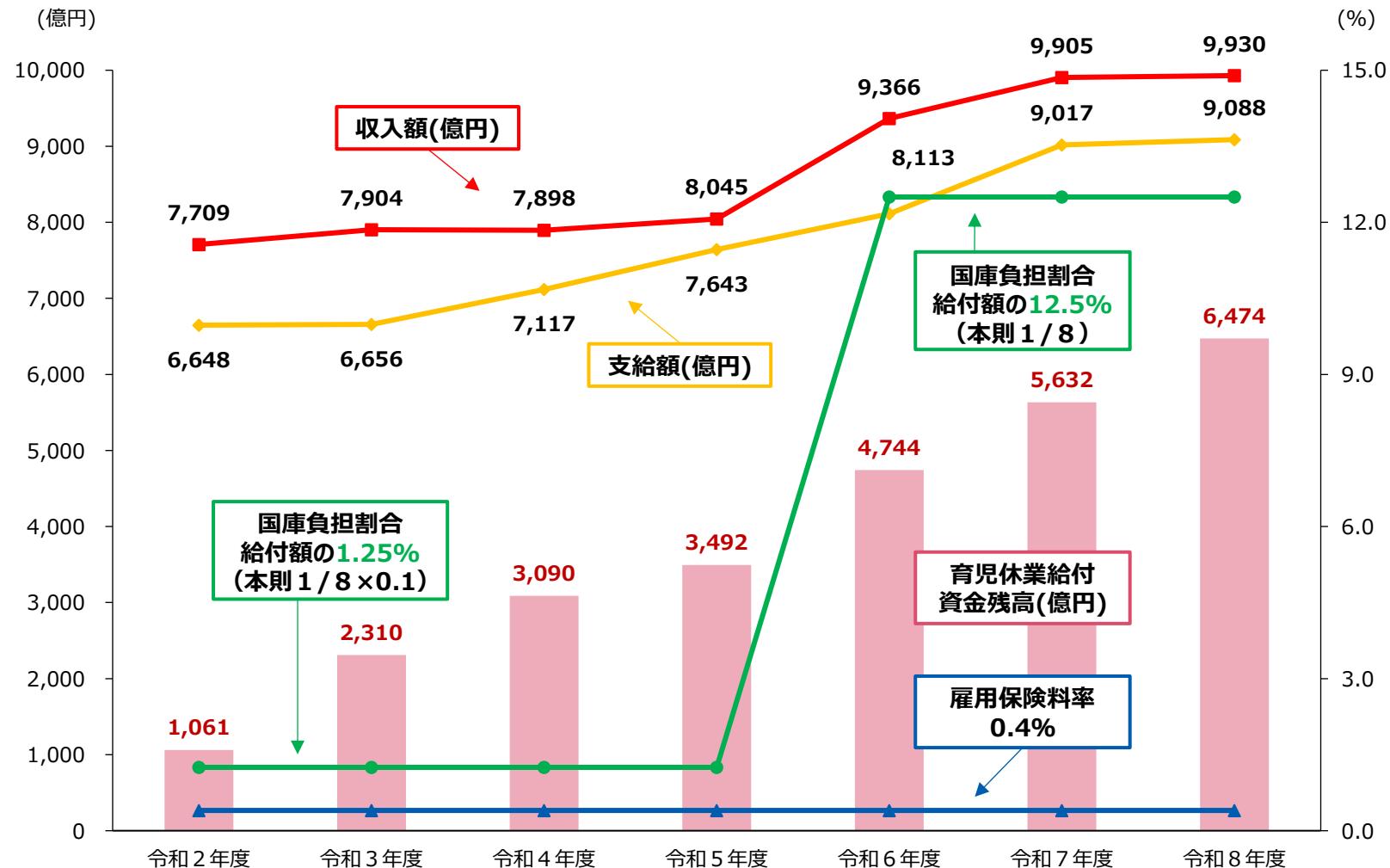
育児休業給付の受給者数、給付額の推移

- 育児休業給付の初回受給者数及び給付総額については、年々増加傾向にあり、令和6年度において、初回受給者数は約55万人、給付総額は約7,950億円となっている。



(注) 給付総額は業務統計値である。

育児休業給付に係る 雇用保険料率、国庫負担割合、支給額及び育児休業給付資金残高の推移



(注1) 令和2年度から令和6年度までは、決算値である。

(注2) 令和7年度は、前年度の決算及び令和7年度当初予算を踏まえた見込額である。令和8年度は概算要求額である。

(注3) 育児休業給付の収支は、令和2年度以降、失業等給付と区分している（令和2年の雇用保険法改正）。

子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定の収支状況

(単位：億円)

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収 入	7,709	7,904	7,898	8,045	9,366
うち 保険料収入	7,615	7,812	7,799	7,941	8,342
うち 育児休業給付に係る国庫負担金	81	79	88	93	1,013
うち 子ども・子育て支援勘定からの繰入金	—	—	—	—	—
支 出	6,648	6,656	7,117	7,643	8,113
うち 育児休業給付	6,437	6,452	6,948	7,494	7,944
うち 出生後休業支援給付	—	—	—	—	—
うち 育児時短就業給付	—	—	—	—	—
差 引 剰 余	1,061	1,249	780	402	1,252
育児休業給付資金残高	1,061	2,310	3,090	3,492	4,744

7年度 収支イメージ	8年度 要求
1.07兆円	1.07兆円
0.86兆円	0.88兆円
0.11兆円	0.11兆円
0.08兆円	0.08兆円
0.98兆円	0.99兆円
0.89兆円	0.89兆円
0.02兆円	0.03兆円
0.05兆円	0.05兆円
0.09兆円	0.08兆円
0.56兆円	0.65兆円

(注) 1. 上記表のうち令和2年度～6年度は決算額。令和7年度は前年度の決算及び令和7年度当初予算を踏まえた見込額。

2. 令和6年度までは、労働保険特別会計雇用勘定における育児休業給付関係の数値。

3. 「子ども・子育て支援勘定からの繰入金」は、子ども・子育て支援納付金及び子ども・子育て支援特例公債の発行収入金。

4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

育児休業給付に係る保険料率引上げ及び保険財政の状況に応じて保険料率引下げを可能とする弾力的な仕組みの導入

令和6年度改正時の課題

- 育児休業給付については、育児休業の取得者数増等を背景に、支給額は年々増加しており、財政基盤の強化が急務。
(令和6年度までの国庫負担割合：本則1/8のところ暫定措置として1/80、令和6年度までの保険料率：0.4%)

令和6年度改正内容

- 男性育休の大幅な取得増（注1）等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化するため、令和4年雇用保険法改正法の附則の規定（注2）を踏まえ、
 - ① **令和6年度から、国庫負担割合を現行の1/80から本則の1/8に引き上げる**（公布日施行）
 - ② **当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、本則料率を令和7年度から0.5%に引き上げる改正を行うとともに、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整する仕組み**（注3）を導入する（令和7年4月1日施行）

（注1）男性の育休取得率の目標：2025年 公務員 85%（1週間以上の取得率）、民間 50%

2030年 公務員 85%（2週間以上の取得率）、民間 85%（出所：こども未来戦略）

（注2）政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（注3）前年度（N年度）の決算を踏まえた該当年度（N+1年度）の積立金残高（見込み）と翌年度（N+2年度）の収入（見込み）の合計額【A】が、翌年度（N+2年度）の支出（見込み）【B】の1.2倍を超える場合は、翌年度（N+2年度）の料率を0.4%とすることができるとする。



雇用保険料率の弾力条項について（育児休業給付）

- 育児休業給付については、令和7年度から本則料率5/1000（労使折半）。
- 実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に4/1000に調整する仕組みを導入（弾力条項）。

$$1.2 < \frac{\text{当該年度末積立金} + (\text{翌年度の保険料収入(見立て)} + \text{翌年度の国庫負担額(見立て)} - \text{翌年度の育児休業給付費(見立て)})}{\text{翌々年度の育児休業給付費}}$$

+ (翌々年度の保険料収入(見立て) + 翌々年度の国庫負担額(見立て))

保険料率を
4/1000とする
ことが可能

(=当該年度の育児休業給付費+ (翌年度における給付費の伸び(見立て))
+ (翌々年度における給付費の伸び(見立て)))

※ 令和6年度決算額による計算 = 1.70

参考（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第12条第8項（※））

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付費充当徴収保険率を千分の四とすることができます。

一 イに掲げる額を口に掲げる額に加減した額

イ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における雇用保険法の規定による育児休業給付の額（以下この号において「育児休業給付額」という。）及びその額を当該会計年度の前年度の育児休業給付額で除して得た率（口において「育児休業給付額変化率」という。）に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額（イにおいて「翌年度育児休業給付額予想額」という。）に係る同法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額と翌年度育児休業給付額予想額との差額を当該会計年度末における子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に置かれる育児休業給付資金に加減した額

ロ 当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における育児休業給付額及び育児休業給付額変化率に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（次号において「翌々年度育児休業給付額予想額」という。）に係る雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額

二 翌々年度育児休業給付額予想額

（※）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による
改正後の規定。

雇用保険部会報告（抄）

雇用保険部会報告（令和6年1月10日）

7 財政運営について

（2）育児休業給付について

② 保険料

○ 男性育休の大幅な取得増等に伴う育児休業給付の今後の見通しを踏まえ、育児休業給付に係る保険料率については、当面は現行の $4/1,000$ に据え置きつつ、今後の財政悪化に備えて、本則料率を令和7年度から $5/1,000$ に引き上げるとともに、実際の料率は、財政状況に応じて、以下のように弾力的に調整できる仕組みを導入すべきである。その際には、この仕組みの内容を含む今回の財政措置の理解が進むよう、周知を行うべきである。

・「N+2年度の収入」と「N+1年度末の積立金」の合計額（見立て）が、「N+2年度の支出」（見立て）の1.2倍を超える場合、労働政策審議会の意見を聴いた上で、育児休業給付の保険料率を $4/1,000$ とすることを可能とする。また、この仕組みの下で、本部会において、実際の保険料率を弾力的に調整できるかを毎年度丁寧に確認すべきである。

○ なお、本部会で上記の確認を行う際には、併せて、保険料が事業主や労働者に影響を与えるものであることも十分に認識しつつ、財政状況のみならず、人口や出生数、育児休業の取得率や期間、育児休業給付の支給実績等の育児休業給付の現状や見通しに基づいた丁寧な議論を行うべきである。

8 その他

○ 上記のとおり、今般の雇用保険制度の見直し事項は多岐にわたるものとなっている。これらの措置の円滑な施行に向け国民各層へのきめ細かい周知・広報等を行うことはもちろん、施行後においては、データ収集や分析を進め、賃金の上昇や男性の育児休業取得の促進等、それぞれの見直しや給付の創設の趣旨に沿った効果が発揮できているかを適時に検証し、必要な措置を講ずるべきである。また、育児休業給付に係る財政基盤強化策を講じた上で、今後、将来において、育児休業給付の財政状況が安定的に推移することとなった場合においては、育児休業給付の財政状況、一般会計の財政状況等を踏まえ、今般の財政基盤強化策について、必要な見直しを行うこととすべきである